

# 令和5年度 森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

京 都 府  
大 山 崎 町

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和5年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

令和6年11月27日

## 1 活用状況（全体像）＜令和元年度から令和5年度まで＞

区 分	令和元年度～令和4年度	令和5年度	計	令和5年度末時点の活用率	未執行額の活用方針
活用額 (円)	2,800,000	1,257,300	4,057,300	62%	次年度以降の森林整備事業、森林整備促進事業に活用
譲与額 (円)	4,862,000	1,718,000	6,580,000		

## 2 令和5年度の具体的な活用状況 ※詳細は別紙のとおり

区 分	使途・目的	事業費（円）		事業の成果・効果
		総額	うち 森林環境譲与税	
森林整備	森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の推進	0	0	
	その他森林整備事業	1,257,300	1,257,300	宇大山崎小字拝ノロ地区で放置竹林の整備0.09ha及び作業道整備を実施
森林整備の 促進	人材の育成及び確保	0	0	
	森林の有する公益的機能に関する普及啓発	0	0	
	木材利用の促進	0	0	
	その他森林整備の促進に関する事業	0	0	
小計（令和5年度活用額計）＜①＞		1,257,300	1,257,300	
次年度への繰越額＜②＞			0	
基金積立＜③＞			460,700	緑の保全基金へ積立
基金からの取り崩し＜④＞				
合計＜①+②+③-④＞ ※令和〇年度の譲与総額と一致			1,718,000	

## 3 今後の実施計画

### ①森林整備事業

放置竹林の整備：放置竹林を伐採し広葉樹林への転換を図る。  
放置竹林の間伐しタケノコ畑として再生する。  
森林整備：作業道の整備を行い事業の効率化を図る。危険木等の伐採を行う。

放置竹林整備      作業前      作業後      作業道整備



### ②森林整備啓発事業

人材の育成及び確保：ボランティア養成講座を開催し、新規ボランティアの増加を目指す。  
啓発・普及：小学生を対象とした環境学習、植樹を行い森林への理解を深める。  
木材利用の促進：公共施設に京都府産木材を使用した備品を導入する。

ボランティア養成講座      小学校環境学習      小学校植樹      府内木材使用備品



## 【別紙】

## 令和5年度事業の詳細

事業名	事業総額（円）			事業内容	実績
		うち当森林環境譲与税 （円）	うち他の財源 （円）		
拝ノ口地内放置竹林整備事業（設計業務委託分）	451,000	451,000	0	字大山崎小字拝ノ口地区の放置竹林整備に係る設計業務委託	設計業務委託を実施。
拝ノ口地内放置竹林整備事業（作業委託分）	294,800	294,800	0	字大山崎小字拝ノ口地区の放置竹林整備0.09haの伐採を行う。	字大山崎小字拝ノ口地区の放置竹林整備0.09haの伐採を実施。
作業道改修整備事業	511,500	511,500	0	森林整備に利用する作業道の整備。	森林整備に利用する作業道の整備を実施。
緑の保全基金への積立て	460,700	460,700	0	次年度以降の森林整備事業に活用するため基金へ積み立てる。	次年度以降の森林整備事業に活用するため基金へ積み立てる。